

114  
A 3204

差上切



弗効編

一月二十日午後六時到達

大正十一年四月  
隈侯爵邸寄贈

拜啓者先原弗効編於前年今日森記號中人亦魁  
一  
月二十日午後六時到達  
此後約定書寫之通去  
ル十二日彼我互に交換完了此後約定書之通去  
ニ右約定之日月別交点之儀是前々毎月百兩以  
積之に度一昨年十二月アリ依ラ該約定書上之記  
載之通配付交点之儀中々事誤なき事候事付  
初度之通百兩之儀如何可之ニ事候事付是レ十  
日電信ヲ以テ及後居間事候事付是レ二百兩  
度一月與之ニト積出之儀ニ付満々安心事候事  
交換之儀ニ及付中々就テ清曆正三二月之旨商  
法照登之知る多敷割有少事候後法製造之旨序

如何... 式... 痛... 得... 業... 月...  
... 業... 月... 業... 月... 業... 月...  
... 業... 月... 業... 月... 業... 月...  
... 業... 月... 業... 月... 業... 月...

如... 陳... 長... 三四月間... 法... 旺... 盛... 月... 三... 月... 右... 新... 約... 定...  
... 法... 旺... 盛... 月... 三... 月... 右... 新... 約... 定...  
... 法... 旺... 盛... 月... 三... 月... 右... 新... 約... 定...  
... 法... 旺... 盛... 月... 三... 月... 右... 新... 約... 定...

入... 日... 何... 年... 法... 今... 三... 月... 間... 自... 業... 由... 輸... 送... 之... 言... 至...  
... 日... 何... 年... 法... 今... 三... 月... 間... 自... 業... 由... 輸... 送... 之... 言... 至...  
... 日... 何... 年... 法... 今... 三... 月... 間... 自... 業... 由... 輸... 送... 之... 言... 至...  
... 日... 何... 年... 法... 今... 三... 月... 間... 自... 業... 由... 輸... 送... 之... 言... 至...



山松寺の御  
志願書

二伸以是本燈台 只之首印ハ① 十字 廣葉ハ② 三十字 櫻ハ③ 三十字  
ト  
後持印トシテ

論文

物定書

今四森記辨書 廣葉大室辨ト致物定之也 金鑄模標  
符表馬ニ本燈一千部百部但大木葉内ニブルキ若六部入ニテ此  
數七子部百ケ入トシテ右ニ本代銀板ハ兩七部五分ニ物定トシ  
付トシテ己卯正月廿日ニ全報量百兩本渡り申 不意己卯  
正月中部百部 二月部百部 三月部百部 四月部百部 五月部  
六月部百部 七月部百部 八月部百部 九月部百部 十月部百部  
十一月部百部 十二月部百部 割合本取可申 右ニ通ニ本通名  
物定取右共一ノ申 申辨一ノ申 受取可申 付見本通ニ本  
心是事ニ據山ノ法合セ定則ニ通當也 是内ニ各取可  
申 若ニ濕水見本ニ事トシテ事トシテ事トシテ事トシテ事  
其分見本通ニ本補是可申ト事

又代價諸貨或下流ルトモ互ニ異論多ク此若又若店  
ニテ右金錢控振ニ分ル別人ニ賣渡ホニ事有リ時其  
買トシテ言第ニ付銀五兩ニ買取ルルベシ且又若店ニ賣  
扱ホキ其他者種々亦概ハ必少号買入代價ヨリ言第  
付少取五分ニ直増賣扱可ク事

右双方互ニ異議多ク為後証約定書此件  
光緒四年十二月日  
約定主 森記号

譯文

約定書

今回廣業洋行ヨリ 森記號ヨリ買入本行ニ全額控振符  
表ニ木燧一千並若即チ大木箱内ニプレッキ箱六ッ入少若數  
七〇並百ヶ入ナリ右言第代銀控六兩七匁ニ相定メ右言第已卯正  
月ヲ始トシ並言第二月或百言第三月百言第四月百言第五月  
百言第六月或言第七月百言第八月百言第九月百言第十月百言第十一  
月或言第十二月ニ指第ト割合引渡可申テ事也此言第右言第現  
銀言第右言第市店言第内又ハ浦東貨倉言第内ニ言第賣渡可轉  
ニ付双方トモ渡シ通ナリ言第言第事右言第見本ニ通シ言第言第  
ニ付若ニ濕水又ハ輕振賣リホ言第言第少行ニ言第引換可申  
亦右買入言第言第少行ニ言第右言第若店言第亦概一ケ年内ハ  
言第言第言第引合可申ニ若シ少行ニ言第右言第別人ニ賣渡ホキ

事有之何に言ふも月報を函に附録するべし  
又少行  
る其他の名物も燧他に高液入時に右代價より銀買  
券も増す高液も名も百金或ハ百金以上と四ハ右目  
振之也陳不量高より凡べし左と条双方互に異儀  
為及程物定書也件

此等若くは水火の時之類あり何ハ一月内ニ再交可致  
左房論事ニタメニ此等ニ言はるる為定者也

定端四年十二月 日 物定主 廣業洋行印